



世田谷・九条の会 8周年記念“講演と音楽のつどい”

12月7日、成城ホールにて「世田谷・九条の会 8周年記念」“講演と音楽のつどい”が開かれました。事務局の高岡岑郷さんは、5日、自由を求めて、黒人解放を27年間の獄中も含めて訴え続け、白人との対話を通じ、アパルトヘイト法すべてを撤廃させたマンデラ元・南アフリカ大統領がなくなったこと、その同じ日の夜、日本では秘密保護法案が自公の強行採決で成立し、自由がなくなったことを指摘しました。今この時期にふさわしい話が聞けます、とあいさつされた。

中田一子さんと前田達彦さんによる“歌とピアノとジャワガムラン”の音楽タイム。ジャワの歌やジャワの楽器での日本の歌など。さらには中田さんの体操(踊り?)を交えた哲学的なお話や歌で楽しいひと時を過ごしました。

「安倍首相の改憲戦略に立ち向かうために」と題して、法政大学大原社会問題研究所の五十嵐仁教授が講演を行った。

はじめにこの臨時国会は、安倍首相が当初言っていた「成長戦略実行国会」ではなく、本当は「戦争準備国会」だったと断言された。

大きく3つに分けて：第1は、安倍内閣で本格的に始まった「戦争できる普通の国」への転換です。改憲に向けての戦術(明文改憲、解釈改憲、実質改憲)・国家安全保障会議(日本版NSC)の新設他、この間の既成事実づくり、積極的平和主義という安全保障は軍事増強しかないという世界の流れとは全く逆の流れなど、詳しく説明された。

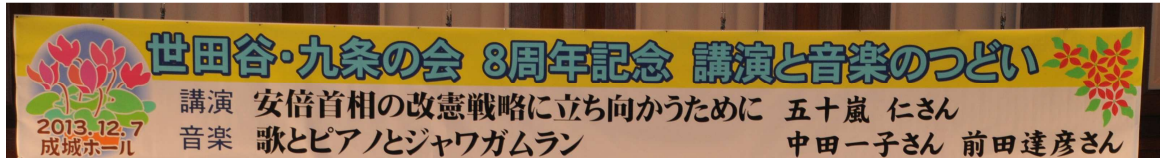
第2は、自民党憲法草案の問題点について、わかりやすく説明された。

そして第3.“改憲阻止に向けてどうたたかうのか”。秘密保護法は成立しましたが、施行までに一年あります。まずは現憲法の意義と先進性を明らかにすること。印象に残ったのは、日本国憲法は世界のあるべき未来を示す理想であって、「一周早いランナー」ということです。今国際社会が追い付こうとしています。東アジアでの流れ、シリアの化学兵器の問題でもアメリカに軍事介入させなかった国際社会の力、など、今こそ「活憲」を。

そして、今、安倍政権にどう反撃するか、という点では、幅広い共同と統一の実現、過去を問わず、現状の課題での一致で取り組む(小泉元首相とでも脱原発の一点で共闘できる)こと、直接民主主義的手段を活用すること。今回の秘密保護法反対の広がりスピードは、60年安保闘争以上のものがあつた、と指摘された。脱原発の官邸前集会の経験も大いに学ぶ必要があります。

結びで、“若者と女性のエネルギーを最大限に発揮し、高齢者の知恵と経験を生かすこと”、特に「団塊の世代よ、立ち上がれ」と強い訴えで締めくくられた。

五十嵐先生の話は初めて聞きましたが、とても分かりやすく、時にユーモアを交え、良い会でした。ただ、参加者が少ないのが残念でした。(代田4丁目・萱野 幸子)



写真撮影 : 代田5丁目 小澤 満吉

九条の会 第五回全国交流・討論集会

銃撃ため日本フランド大事に

「九条の会」第5回全国交流・討論集会が11月16日、日本教育会館で開かれ600人が参加しました。全体会は、九条の会事務局長の小森 陽一さんの緊迫した開会挨拶に続き、3人の呼びかけ人挨拶がありました。

大江 健三郎さん（作家）は、「フランス語で「リーブル・エグザマン」＝法律や仕組みが人間らしくないと分かたら自由に検討し直す、憲法を守り原発をなくしていくことが、次の世代が生きていける世界を渡すこと」と語りました。

奥平 康弘さん（憲法研究者）は、「秘密保護法案は、憲法9条改正と直結している。主権者国民に対する未来永劫の秘密をつくるもの。踏ん張ってなきものにしなければならない」と。

澤地 久枝さん（作家）は、「九条の会や反原発などの市民運動を潰したいと思っている」と、秘密保護法案強行の動きを批判しました。

全体会・大分参会では、憲法九条を守る首長の会は参加者が74人になり、安倍政権の憲法破壊の動きに対して住民の安心安全に尽くしてきた。広島九条の会ネットワークは、「見やすく、分かりやすく、捨てにくい」ジャンボビラ40万枚を作成し配布。福岡中央区の九条の会は、9月9日9時9分に一斉に寺の鐘をならす活動、三重では1962年に原発作成案が浮上したが、83万筆の署名を集め50年経った今も原発はできていないこと、12月に「ピースナイト9」を計画している学生の活動などが報告され、熱気に包まれ、奮闘を誓いあった集会でした。
(代田5丁目 小澤 清子)

シンポジウム「集団的自衛権行使容認と憲法」に参加して

浦田 一郎さん（明治大学教授）と柳沢 協二さん（元内閣官房長官補）が、それぞれ「憲法と集団的自衛権—政府解釈を中心に」「安倍政権は何を考えているのか？」について講演を行ない、司会の渡辺治さんを交えて意見交換がありました。ここでは、集団的自衛権行使の容認が何をもたらすのか、私見を交えて報告します。

これまで、日本の歴代政権は集団的自衛権について「国際法上、国家は集団的自衛権を持つが、憲法九条の下では、その行使は許されない」と解釈してきました。しかし、安倍政権は「日米同盟の強化と、国益や日本の平和と地域の安定を図る」ことを政権の柱の一つに据え、集団的自衛権を行使できるよう従来の政府解釈をひるがえす企てを露（あらわ）にしています。現在、安保法制懇談会（首相の私的諮問機関）に憲法の解釈変更が諮問されています。

浦田さんは安保法制懇での議論の内容について、「九条の存在を意識し集団的自衛権行使は必要最小限に限るべきだ」という考え方から、地球の裏側まで出て行って行使することも可能だとする考え方まである」と解説しました。何れにしても、憲法九条を死文化させ、日米同盟のもとでの武力行使や、戦争を行うとことを公言することに他なりません。

集団的自衛権の行使であるか否かにかかわらず、ひとたび武力を行使すれば、反撃を受け戦争にまきこまれて行くことは想像に難くありません。私たちは、この愚を決して犯してはなりません。憲法にこめられた先人の決意を無にすることにつながります。今こそ、安倍政権の集団的自衛権行使の策動を止めるため、憲法を守り活かす運動を大きく広げていくことを呼びかけます。

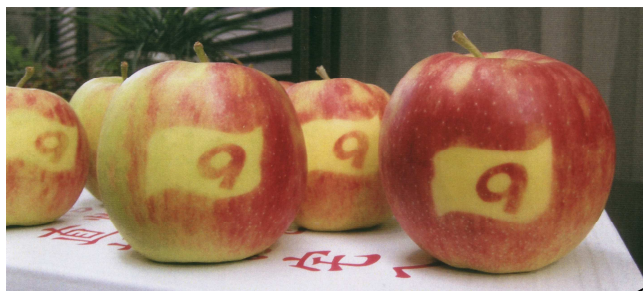
12月6日、国家安全保障会議設置法および特定秘密保護法が十分な審議を尽くすことなく強行採決されました。安倍政権の国会運営に強く抗議するとともに、特定秘密保護法の撤廃を求めます。

(代田2丁目 坂本 功)

11月4日の「5周年記念のつどい」

ご協力ありがとうございました

9条リンゴの販売	35袋
9条カレンダーの販売	20部
高橋哲哉先生の著書販売	21冊



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめてみましょう ～

シリーズ「戦争について語る」 11才の引揚げ体験 (その2)

1946年5月末に引揚げが始まった。元山駅から貨車に押し込められた。ほとんどが女・子供・老人の集団だった。貨車は何度もソ連兵の検閲で止められ、ノロノロ動いた。ある駅で、数人の若い女性が降りて行った。「水商売の女性が、私たちの身代わりになってくれた」。大人のヒソヒソ話を、私は確かに聞いた。慰安婦問題を知るようになって、私は貨車から降りて行った女性を思い出し、戦争のむごさに怒りがわく。

貨車は38度線際の駅・鉄原で止まり、そこからは徒歩で38度線を突破させられた。夜中に出発。泣いたり、声を出すと叱られる。私は従弟と手をつなぎ、祖母は叔母と。五、六百人ぐらいの集団だったのだろうか。

私と従弟は歩きながら眠り、列を外れそうになった。度々、叔母にどなられた。途中から雨が降り出し、ずぶぬれになって韓国側のアメリカ軍テントに收容された。

アメリカ兵のピカピカ栄養たっぷりの顔と清潔な服装を見て、ソ連兵のみすばらしい長い外套姿を思い出した。

テント生活から注文津という港につれて行かれ、そこから船で釜山へ。釜山から黄海側の木浦（モッポ）まで汽車で。時々アメリカ兵の軍用列車と駅ですれ違ふと汽車が止まった。アメリカ兵はニコニコしながらチョコレート、缶詰やガムなどを日本人に投げてよこす。日本人の大方は我先にと拾いに走った。

私は驚きあきれた。一年前まで鬼畜米英とのしっていた敵に乞食のように物乞いするとは。座席から腰を上げかけた母を、私は押さえつけた。のちのち母から「あんたは、本当に強情だった」と言われたものだ。

日本人の大人への不信感を持った最初だ。

木浦からようやく引揚げ船に乗り、仙崎、下関、博多と寄港したが、チフスや赤痢患者が増え始め、上陸を拒否された。九州を廻って黒潮の太平洋側を北上。小学生以下の子供たちが次々と亡くなり、水葬が行われた。ポーッと汽笛が三回鳴り、船から降ろされた死者の周りを船も三回まわる。

ある日、船がものすごい音を立てて止まった。潮岬の沖で座礁したのだ。沈没するのと思った。私たち母子のそばにいたおばあさんが「南無阿弥陀仏」とお念仏を唱え始めた。一兩日後、船は動き、三浦半島の浦賀に到着。しかし、ここでも病人続発のため、海上に一週間碇泊。その後、久里浜の陸軍病院で徹底的に診察、検査を受けた。親類の中で、私たち母子三人が最初に帰郷を許可され、母方の実家、山口県萩市に向かった。その後、叔母たち一家がそれぞれ婚家先の鹿児島や仙台に向かった。再会できたのは十年もたってからであった。

元山を出発して萩にたどり着くまで三カ月近く経ったわけだ。アメリカ軍による東京大空襲、沖縄戦、そして広島、長崎への原爆投下など、何も知らなかった。

萩に着いて、本来なら六年生に転入するところを、五年生の授業を受けていないことを心配した母が、私を五年生に留年させた。

その頃、全国を巡幸している天皇の写真を見、私は心の底から驚いた。「戦争に敗けたのに、天皇はこんなに元気なのだ」と。

父は敗戦から三年後、無事、ウクライナから復員した。

(羽根木2丁目・伊藤 薫)



空襲により全焼した小田急線・世田ヶ谷中原（現・世田谷代田）駅
（小田急線・下北沢駅工事中の掲示板より）

危険な「特定秘密保護法」の撤廃を！

国会では、12月6日の夜、「特定秘密保護法」が参議院で強行採決され、13日に公布されました。実際に効力を発する施行まで1年です。

この法律には、極めて危険なことが、あいまいな言葉で隠されながら規定されています。

また「秘密」が実際には法律の条文、あるいは別表では「特定」されておらず、その時の政府の判断で、言ってみれば「何でも」「秘密」にできる、という極めてあやふやで、かつ、幅を広げられるものです。

最終の段階になって「第三者機関」なるものが三つも出てきましたが、いずれも内閣官房長官の配下のもとなるようで、決して「第三者」と言えるものではありません。また、国会審議の初めに提案して十分に議論されることもなかったために、これらの機関の性格や役割も「あやふや」です。

安倍首相は、強行採決をした後で「説明が不十分」ということを言っていますが、そんなことで済まされる問題ではないと思います。

国会で決まったこと、であります。逆に言えば、国会で撤廃することもできるわけです。大きく広がってきたこの法に対する反対の声を、引き続き緩めることなく国会に向けていき、なんとしてもこの法の「施行」をさせないようにしていきたいものです。 (代田2丁目・伊東 宏)

集会等の紹介

12月21日(土) 午後1時～5時半 受付12時15分 無料

『第3回 世直し弁護士と共に、日本国憲法を活かすフォーラム 特定秘密保護法 日本はこの先どうなるの?』

憲法：宇都宮健児氏、 秘密保護法：田島泰彦氏、 集団的自衛権：池住義憲氏、
イラク派兵検証：志葉玲氏、 ほか：安部芳裕氏、 川内博史氏

場所：主婦会館プラザエフ7階カトレア (JR四ツ谷駅1分)

主催：命・地球・平和産業協会

後援：全日本民主医療機関連合会 / NPO 日本救援行動センター

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。